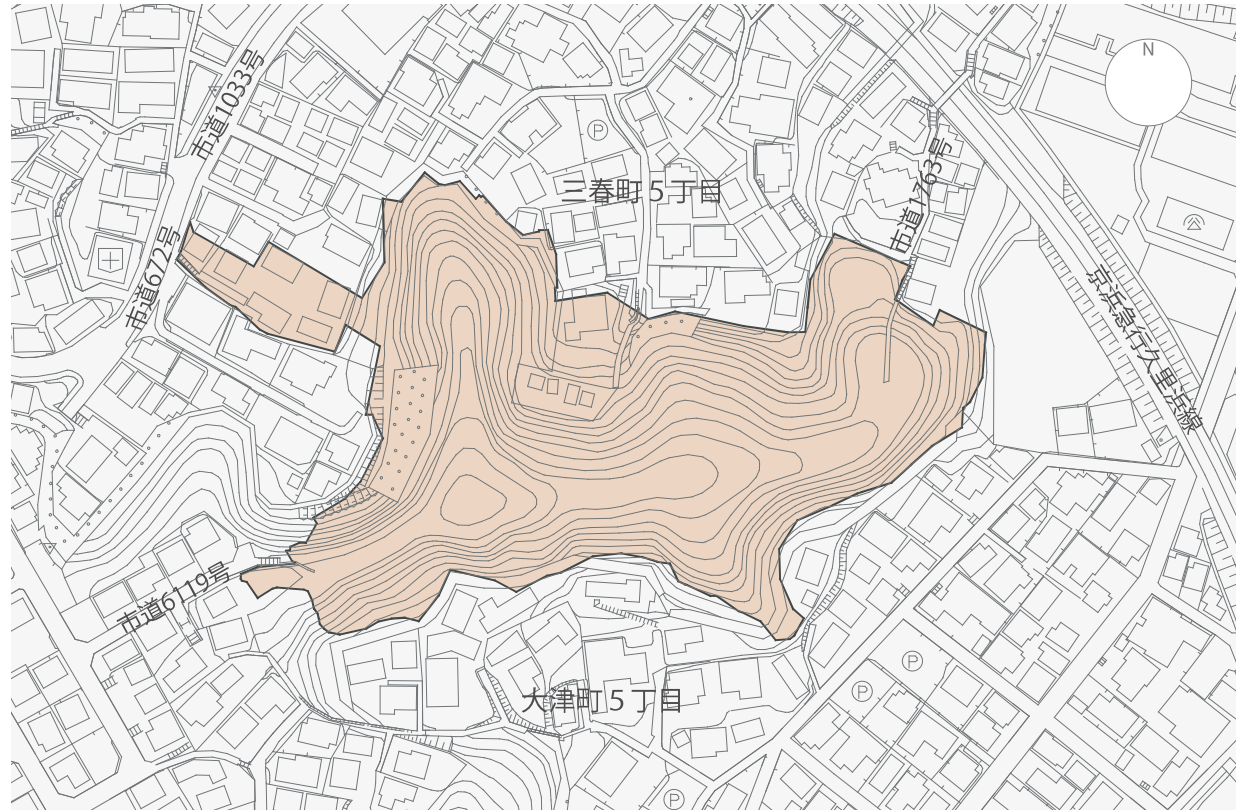


見晴らしの丘景観推進地区 整備に関する事項

(1) 景観推進地区の名称及び位置

- ア 名称 横須賀見晴らしの丘景観推進地区
- イ 位置 横須賀市三春町5丁目



【横須賀見晴らしの丘景観推進地区区域図】



【別図2】

備考

- 1 アメリカデイゴ、ブラシノキ及びニオイシュロランについては、それぞれ図で示す線に接する敷地に1本設置すること。ただし、複数の線に接する敷地については、そのいずれかの線に対応する樹木を設置すること。
- 2 シマトネリコについては、図で示す敷地に1本設置すること。

下表の地区方針に規定する事項に係る建築行為等を行おうとする者は、横須賀市景観条例第7条に基づく景観協議及び景観法第16条第1項に基づく届出を行ない、地区方針の整備に関する事項の規定に適合するよう努めなくてはなりません。

(2) 地区方針

横須賀市景観計画に定める基本指針に基づき、次の通り定める。

対象事項	地区方針
ア 景観づくりに関する目標	(7) 地域に愛着を持てるよう、住民が協力して良好な景観づくりを行う。 (4) 住宅地としての安らぎや落ち着きのある景観を目指す。 (7) 地区住民が相互に協力し、緑を感じられる街路景観を形成する。 (1) 地区住民のコミュニケーションを促すような開けた外構とする。
イ 土地の形質の変更	地盤面の切土、盛土は行わない。ただし、駐車場の切下げや植栽のための盛土等はこの限りではない。
ウ 建築物等の配置及び規模	(7) 街並みとしての連続性を保つため、敷地の道路側には物置などを設置しない。やむを得ず設置する場合は、植栽等を施し修景を行う。 (4) 高さ1.5メートルを超え、又は長さ2メートルを超える門及びへいは、道路境界線に面して設置しない。
エ 建築物等の形態及び意匠	(7) 屋根は勾配屋根を基調とし、周辺との調和を図る。 (4) 建築物（集会所及び公益上必要な建築物を除く。）の壁又はこれに代わる柱については、道路境界線（隅切りを除く。）からの距離1.5メートル以内の範囲に建築してはならない。ただし、複数の道路に接する敷地における建築物については、市長と協議の上、壁又はこれに代わる柱を建築する位置の基準となる道路境界線を定めることができる。
オ 建築物等の外観の色彩及び素材	(7) 建築物の屋根の基調色として使用する色彩は、次に掲げる色彩とする。 ① 日本工業規格のZ8721に定める色相、明度及び彩度の三属性(以下「マンセル値」という。)による明度は5以下とする。 ② マンセル値による彩度は0.5以下とする。 (4) 建築物の外壁の基調色として使用する色彩は、次に掲げる色彩とする。 ① マンセル値による色相は10YRから5Yまでとする。 ② マンセル値による明度は8以上とする。 ③ マンセル値による彩度は1.5以下とする。 (7) 建築物の外壁の補助色として使用する色彩は、次に掲げる色彩とする。 ① マンセル値による色相は5YRから10Yまでとする。 ② マンセル値による明度は7以下とする。 ③ マンセル値による彩度は2以下とする。 (1) 道路面から見ることのできる門又はへいの色彩については、次に掲げる色彩とする。 ① マンセル値による色相は2.5Yから5Yまでとする。 ② マンセル値による明度は8以上とする。 ③ マンセル値による彩度は1以下とする。
カ 敷地内の外構及び緑化	(7) 【別図2】に示すように樹木を設置し、適切な維持管理を行う。 (4) 駐車場には屋根を設置しない。やむを得ず設置する場合は、高木植栽等を施し修景を行う。 (7) 機械式駐車場は設置しない。やむを得ず設置する場合は、道路境界線から1.5メートル以上離し、高木植栽等を施し修景を行う。
キ 広告物	自家用以外の屋外広告物は設置しない。
ク 屋外設備機器	エアコン室外機や給湯器などの設備機器は、道路側への設置を避ける。やむを得ず設置する場合は、機器が道路側から容易に見えないよう工夫を行う。

横須賀市景観計画
見晴らしの丘景観推進地区 整備に関する事項

●発行:横須賀 都市部 まちなみ景観課

〒238-8550 横須賀市小川町11番地

Tel 046-822-8377

Fax 046-826-0420

横須賀市景観計画
見晴らしの丘景観推進地区 整備に関する事項



平成21年4月1日施行